

中野区ペットとの共生を考える懇談会の提言について

1 経緯

平成19年6月7日、学識経験を有する者、ペット関連団体及び地域団体等の代表、公募区民、保健所長で構成する「中野区ペットとの共生を考える懇談会」(以下「懇談会」)が発足した。懇談会は、同12月19日までに5回の会議を開き、様々な立場から論議を行った結果をふまえ、平成20年3月6日、懇談会座長から中野区長に対し別紙のとおり提言した。

2 提言の概要

(1) ペットをめぐる中野区の現状

- ① アンケート結果では、比較的少数のマナーの悪い飼い主の存在が、トラブル発生の主な原因らしい事が推測される。
- ② 平成18年度末の中野区の犬の登録数は8095頭、同じく犬の苦情は157件。区内には犬を運動させる場所がなく、犬を連れて入れる公園は2カ所のみ。
- ③ 都の18年度調査から中野区内の猫の数は、飼い猫約2万頭、飼い主のいない猫約3千頭と推計され、特に飼い主のいない猫をめぐるトラブルが目立っている。
- ④ 平成16年の新潟県中越地震を契機に、飼い主や周囲の人の安全を守る観点から、災害時のペット同行避難問題の解決が中野区でも課題となっている。

(2) ペット飼育の基本マナーの確立について

- ① ペット問題とは飼い主の問題であり、トラブルの解決には、飼い主のマナーの向上、基本ルールの確立が不可欠である。
- ② 基本ルール、区民向け啓発パンフなどは、内容を最小限にし、わかりやすく、読みやすいものとする必要がある。
- ③ 猫の飼い主だけでなく、飼い主のいない猫に餌やりをする人などにも、基本ルールの確立やマナー啓発が必要。

(3) 犬の運動場所の確保策について

- ① 犬の運動場所の確保、犬と一緒に入れる公園の拡大には周辺住民の理解を求めることが前提であり、そのための条件整備が必要である。
- ② 犬を連れての運動広場や公園の利用に、利用登録、予防接種を済ませること、利用料の徴収、利用ルール遵守の誓約などの条件を付することを検討する。時間を限定し、または有料での利用も考えられる。
- ③ 区の南部に犬の入れる公園がないため、将来大規模な公園を整備する場合、近隣住民と十分に協議し、犬の入園に理解を求めていく努力も求められる。

(4) 飼い主のいない猫について

- ① 飼い主のいない猫は、可能な限り減らしていくことを施策の基本とする。
- ② 猫の捕獲や不妊去勢手術を区が直接行う事は限界がある。猫を減らすため地域で活動する自主的団体等を支援、育成し、提携していく事が現実的である。
- ③ 区は、一定の要件を備えた猫の不妊去勢手術を行う自主団体等を登録しあるいは協定を結び、助成を行う。助成対象となるのは、規約、会員名簿を備え、活動地域等を明確にしたうえで、捕獲や餌やりについては、地域の理解を得る

ように努め、清掃等の適正な管理を行える団体に限る。

- ④ 屋外の妊娠等により、飼い主の望まない子猫が生まれ新たな捨て猫を生むことを防ぐため、飼い猫については室内飼いを奨励し、捨て猫禁止の啓発を強化する。

(5) 災害時におけるペットへの対応について

- ① ペットを同行して避難所に入ることにについて、各地域の防災住民組織、避難所運営会議に、まず、問題の投げかけを行う必要がある。
- ② 受け入れにあたっては、犬については登録、予防注射を済ませていること、ペットにケージに入る訓練ができていること、数日分のペットフードの用意があること等の条件をつけることも検討する。
- ③ 過去の災害の教訓から、区内ボランティアに頼るよりは、全国から集まるボランティアを効果的に活用できる体制を整備することが有効である。
- ④ 災害時における動物の治療や保護のためには、獣医師等動物専門家との協力が欠かせない。

3 懇談会の基礎資料としてのアンケート調査

別添のとおり、平成19年6月に懇談会の基礎資料とするために「ペットに関するアンケート調査」を実施した。

4 今後の方向

- (1) 区議会厚生委員会に報告後、全議員に対し提言とアンケート調査報告書を送付する。
- (2) 20年度に、提言をふまえ庁内関係各分野との連携のもとに、必要な施策を検討する。

平成 20 年 3 月 6 日

中野区長

田中 大輔 殿

中野区ペットとの共生を考える懇談会

座長 太 田 光 明

中野区における「ペットとの共生」のための提言

中野区「ペットとの共生を考える懇談会」は、平成 19 年 6 月 7 日に第 1 回の会議を開催し、以後、同 19 年 12 月 19 日までにさまざまな立場、観点から論議を行いました。

その結果、別紙のとおり提言を取りまとめましたので、ここに報告いたします。

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I ペットをめぐる中野区の現状・・・・・・・・	2
II ペット飼育の基本マナーの確立について・・・・・・・・	3
1. 基本的考え方	
2. 犬について	
3. 猫について	
4. その他のペットについて	
III 犬の運動場所の確保策について・・・・・・・・	4
1. 中野区の現状	
2. 今後の課題	
IV 飼い主のいない猫について・・・・・・・・	7
1. 基本的考え方	
2. 飼い主のいない猫を減らすための具体的方策	
3. 行政の役割	
4. 自主団体等の役割	
5. 地域団体等の役割	
6. 獣医師等動物専門家の役割	
V 災害時におけるペットへの対応について・・・・・・・・	9
資料1・・・・・・・・・・・・・・・・	11
啓発パンフレットの骨子（案）	
I 犬とのよりよき共生のための基本的態度・・・・・・・・	11
1. 犬の特性	
2. 犬を飼う時の要点	
3. 外出の際の注意	
4. 犬の運動広場（ドックラン等）での注意事項	
5. 車での注意事項	

6. 犬の入れる店での注意事項

7. 動物病院での注意事項

Ⅱ 猫とのよりよき共生のための基本的態度・・・・・・・・・・ 1 2

1. 猫の特性

2. 猫を飼う時の要点

資料2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

中野区ペットとの共生を考える懇談会委員名簿

資料3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

中野区ペットとの共生を考える懇談会幹事名簿

資料4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

中野区ペットとの共生を考える懇談会検討経過

資料5・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

中野区ペットとの共生を考える懇談会設置要綱

はじめに

高齢化社会を迎えた現在では、一人暮らし高齢者の孤独を癒す家族として、また、未来を担う子どもたちにとっては、命あるものに対する理解と豊かな情操を育む契機として、ペットは人間の生活に極めて身近なものになっています。

しかし、ペットを飼う人が増え、その存在が身近なものになることにより、それに起因するトラブルも深刻化しています。

ペットは、すでに人間の生活に欠かせないものとなっており、ペットを飼っている人もそうでない人もお互いに理解し合って、共に暮らしていける地域社会を実現していくことは、区政の1つの課題と言う事ができます。

犬は15,000年余りにわたり人間とともに暮らしてきた人間にとって最も親しい動物であり、人にさまざまな恵みを与えてきました。しかし、その一方で、狂犬病予防法や、動物の愛護及び管理に関する法律が定める義務を遵守しない飼い主の存在や、それに起因する地域の環境の悪化などが指摘されているところです。

同様に、猫においても、「飼い主のいない猫」をめぐる問題を始め、早急に解決すべき課題があります。

こうしたことを含め、中野区は、「人とペットとのより良き共生」を実現するために、学識経験者、ペット関連団体等の代表、地域団体等の代表、公募区民から成る懇談会を発足させ、以下の課題についてさまざまな立場から論議を行いました。

1. 犬との共生について
2. 飼い主のいない猫について
3. 災害時におけるペットへの対応について
4. その他

その結果、懇談会では以下のような提言を取りまとめました。

今後、中野区において、ペットとの共生のための施策を進めるにあたり、この提言の内容が適切に生かされることを期待いたします。

I. ペットをめぐる中野区の現状

1. 平成 19 年 6 月に実施した「中野区ペットに関するアンケート調査」によれば、中野区におけるペットの現状は次の通りである。

区民の飼っているペットの種類としては、犬が 39.6%、猫が 37.5% であり、この両者が圧倒的に多い。次いで、金魚・熱帯魚など 21.9%、鳥類 5.6% となっている。うさぎ、ハムスター、昆虫、は虫類などはいずれも 6% に満たない。

ペットを飼っている理由としては(複数回答)、「気持ちをやわらぐ」69.1%、「動物が好き」64.6% が圧倒的に多く、「家族のコミュニケーションに役立つ」39.9%、「子どもの情操教育面でよい」がそれに次いでいる。

また、飼い主のマナーについては、「良い」が 5.6%、「おおむね良い」が 56.3% であるが、「悪い」が 26.1%、「大変悪い」が 8.4% となっており、ここから比較的少数のマナーの悪い飼い主の存在が、トラブル発生の主な原因となっていることが推測される。

2. 中野区には、平成 19 年 3 月 31 日現在で、狂犬病予防法に基づき 8,095 頭の犬が登録されている。この数字は年々増える傾向にあるが、登録しない飼い主も相当数いるのではないかとの意見がある。狂犬病が海外から侵入しても、犬の実数の 70% 程度が狂犬病予防注射接種していれば蔓延の可能性はないとされている。しかし、登録数が実態を反映していないとすれば、実際の接種率がこの数字を満たしているかどうかは疑問のあるところである。

また、平成 18 年度に区に寄せられた、糞尿の始末や、鳴き声、散歩の際にリードをはずすなどの、犬に関する苦情は 157 件にのぼっている。

3. 中野区内には、河川敷や広場のように周囲に比較的迷惑をかけず犬の運動や散歩の出来る場所がなく、区立公園の多くは狭小なため 2 か所を除いては犬の同行立ち入りを禁じている。そのため、犬の飼い主からは、犬の運動場所の設置、公園への犬の同行入園を求める声がある。犬の運動場所の確保は区政の課題の一つとなっている。

4. 猫については、犬の場合のような登録制度は存在せず、中野区内における飼い猫及び飼い主のいない猫の正確な数については、把握のしようがないのが現状である。ただ、東京都の平成 18 年度の調査では、都内で飼育されている猫が約 96 万頭、飼い主のいない猫が約 12 万頭と推計されて

いる。これを人口比で換算した場合、中野区内の飼い猫は約20,000頭、飼い主のいない猫は約3,000頭と推計される。

平成18年度に区に寄せられた、餌やり、糞尿の放置、鳴き声など、猫についての苦情は320件であり、近年は、飼い主のいない猫をめぐるトラブルが目立っている。

5. 平成16年の新潟県中越地震において、犬を連れて避難所に入ることを断られた飼い主が愛犬とともに自家用車の中で寝起きした結果、エコノミークラス症候群により死亡した事件を契機に、避難所へのペット同行避難の問題がクローズアップされた。動物愛護に加えて、飼い主や周囲の区民の安全を守る趣旨からも、災害時のペットへの対応が大きな課題となっている。

Ⅱ. ペット飼育の基本マナーの確立について

1. 基本的考え方

ペット問題とは、飼われている動物自体の問題というよりは、飼い主の問題である。中野区で「ペットとの共生」を実現する前提としてペットにまつわるさまざまなトラブルの解決が必要である。

そのためには、飼い主のマナー向上や、守るべき基本的ルールの確立、地域理解の推進等が不可欠である。そのことにより、ペットをめぐるトラブルは減少していくと考えられる。

2. 犬について

- (1) 糞尿の放置、鳴き声、周囲の人たちに配慮しないなどのマナーの悪さがトラブルの主な原因となっており、区は最低限のマナー啓発を強化していく必要がある。

啓発の手段として、ルール、マナーの講習会の充実のほか、啓発パンフレットの配布などが考えられる。区民向けパンフレットが実際に活用されるためには、盛り込む内容を最小限にとどめ、誰にでも読みやすく、わかりやすいものにする工夫が不可欠である。(資料1「犬とのよりよき共生のための基本的態度」参照)

- (2) 登録率、狂犬病予防注射接種率の低下の原因としては、日本では、50年間、海外での感染を除いて発生がなく、その恐ろしさが忘れられていることが挙げられる。狂犬病についての知識を徹底して啓発することに

より、飼い主に狂犬病予防法の立法趣旨の浸透を図る必要がある。また、運動場所や、災害時の避難所へ犬を受け入れる場合、登録、狂犬病予防注射接種を前提とすることを検討すべきである。

- (3) さらに、登録、狂犬病予防注射接種、基本ルールやマナーの徹底のためには、獣医師、NPO・ボランティアグループ・その他の自主的団体（以下「自主団体等」）、動物関係専門学校等と、場合に応じて適切に連携していくことが望まれる。

3. 猫について

- (1) 犬と異なり、飼い主だけでなく、飼い主のいない猫に餌やりをする人などについても基本ルールの確立やマナーの啓発が必要である。
- (2) 猫は、運動場所とトイレさえ確保できれば、室内から外に出さなくてもほとんど問題がないといわれている。飼い主に対しては、室内飼いの奨励、不妊去勢手術の実施、個体識別のために必ず首輪をして連絡先を明記するなどの啓発が必要である。
- (3) 飼い主のいない猫については、IV. で詳述する。

4. その他のペットについて

- (1) 最近、ペットブームの影響もあり、珍しいペットを飼うことを希望する人が増えている。危険動物（特定動物）については、東京都に届け出る義務があるが、区では、犬以外の動物についてはほとんど実態を把握していないのが現状である。
- (2) アンケート調査の結果などから、数はそれほど多くないと推測されるが、生態や行動習慣などが知られていない動物をペットとして飼育するには、犬や猫とは異なる配慮が必要である。

区は可能な限り実態把握に努め、ペット販売業者や動物専門家等の協力を得て、こうしたペットを飼育する場合の基本ルール等の確立をめざすべきである。

Ⅲ. 犬の運動場所の確保策について

1. 中野区の現状

中野区では、一般に面積が狭く、周囲に住宅等が密接している立地の公園が多いこと、周囲の理解が得られにくいことなどから、犬を連れての公園への立ち入りは原則として認められていない。江古田の森公園（旧北江古田公

園部分）及び平和の森公園（第１期開園部分）の二園のみが犬の同行立ち入りが可能であり、平和の森公園には、暫定施設として約１８０㎡の犬専用の広場も設けられている。

平成１４年３月には、「平和の森公園の一部を愛犬家が使用できるように求めることについて」（犬の広場の設置）の陳情が区議会で採択され、平成８年９月には「新井薬師公園の利用の改善について」（公園に犬を連れて入ること）の陳情が採択されている。しかし、近隣住民の理解を得られず、実現に至っていない。

犬には、定期的な運動や散歩が必要とされている。地域における犬とのふれあいは子どもの豊かな情操を育むことを期待されているが、一方では、一人暮らしのお年寄りなどにとっても犬とのふれあいが暮らしのうえで癒しになることも指摘されている。区としては、可能な限り犬と人とが自然にふれあうことができる街の実現に努力していく必要がある。

２．今後の課題

（１）犬の広場について

- ① 公園等に犬の広場を設置することについては、陳情が区議会において全会一致で採択されたという経緯もあり、区政の重要な課題のひとつである。

ただ、実現のためには近隣住民の理解を得ることが前提であり、そのためには利用ルールの確立とあわせ、利用者のマナーの向上を図っていくことが不可欠である。

- ② 地域住民の理解を得るためには、以下の点について、可能な限り実現に努力する必要がある。

ア．犬の広場の利用は登録制とする。利用登録には下記のような条件を付ける。

- a．飼い犬の登録をしていること。
- b．狂犬病予防注射接種をしていること。
- c．混合ワクチンを接種していること。
- d．犬のしつけ方、マナー等についての講習を受講していること。
- e．利用ルールを遵守するとの確認書を提出すること。

イ．利用時間の制限を設ける。

ウ．有料とし、収入は公園の犬対策経費とする。

エ．管理については区が愛犬家団体等に外部委託し、受託団体は清掃、苦情処理等に適切に対応する。

オ．犬のマナー等の講習の機会を提供し、利用者に定期的な受講を義

務付ける。

カ．犬専用水栓の設置。

キ．犬用トイレの設置。

(2) 犬をつれての既存公園への立ち入りについて

現在、区の南部地域には、犬を連れての利用を認める公園がないため、犬の散歩をする際の休憩場所や、愛犬家同士の語らいの場所を求める声がある。

ここでも前提となるのは区民、特に近隣住民の理解であり、区民にこの問題を投げかけるには、利用者のマナーの向上を図りながら、次のような課題を解決していく必要がある。

- ① 一定規模以上の公園に限定して、犬の入れる公園を設定する。
- ② 利用者登録証を発行する。発行の条件には以下のようなものが考えられる。
 - ア．飼い犬の登録をしていること。
 - イ．狂犬病予防注射接種をしていること。
 - ウ．混合ワクチンを接種していること。
 - エ．公園の利用に関してルールを守る確認書を提出すること。
 - オ．利用者登録証を発行し、外部から確認できるところに付けること。
- ③ 利用者登録証は有料で発行し、この収入をパトロール等ペットに関する公園管理に充てる。
- ④ 施設整備として小便用の柱と清掃及び水のみ用の水栓等の設置に努力する。
- ⑤ 上記の犬用施設の管理は、区が愛犬家団体等に外部委託し、清掃、危険に対する監視等を適切に行う。
- ⑥ 利用時間を子供の利用が少ない時間に限定する。
- ⑦ 区で犬の定期的なマナー教室等を開催し、公園利用者に定期的な受講を義務付ける。

(3) 将来整備する公園の考え方

将来整備する大規模な公園については、上記のような考え方をもとに、近隣住民等と十分な協議を行い、犬を連れての入園に理解を求める。

(4) 犬の飼育に関する日常的啓発の強化

公園の近隣住民の理解を深めるため、以下のような工夫を行う。

- ① 区報、動物愛護週間行事等を利用しての適切な飼育法に関する啓発等の充実。
- ② 狂犬病への理解の普及を通じて、犬の登録率、狂犬病予防注射接種率の向上を図る。

- ③ 犬とのよりよき共生のための啓発パンフレットの作成(資料1 参照)

IV. 飼い主のいない猫について

1. 基本的考え方

猫は、古くから人間がペットとして飼育してきた動物であり、本来、人間が生活する環境を離れて生きていくことはできない。街の中に飼い主のいない猫が存在することは、猫自身にとっても不幸なことである。

また、責任を持つ者がいないことにより、鳴き声、糞尿、臭いの害や、周囲の迷惑を顧みない餌やりによるトラブルなど、近隣にもさまざまな弊害をもたらしている。

動物の愛護及び管理に関する法律により、飼い主のいない猫も愛護動物に位置付けられており、区としては共生をはかりながら、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないよう努力することはもちろん、その数を可能な限り減らしていくことを施策の基本に据える必要がある。

そのためには、行政が調整者の役割を果たしながら、地域住民、動物専門家、自主団体等と適切に連携していくことが望まれる。

2. 飼い主のいない猫を減らすための具体的方策

(1) 飼育希望者の確保

飼育希望者を募り、飼い主のいない猫の飼育を引き受けてもらうためのしくみをつくることが考えられる。しかし、猫の数が膨大なことや、都会の住宅事情、自由奔放な生き方に慣れた猫の扱いにくさなどを考慮すれば、飼育者の確保には限界があると思われる。

(2) 自主団体等との提携

不妊去勢手術を行うための猫の捕獲や、猫が自然に減少するまでの地域の管理などを行政が直接行うことは限界がある。地域で活動する自主団体等を支援・育成し、提携を進めていくことが有効かつ現実的である。

(3) 不妊去勢手術の実施

飼い主のいない猫の数を減らすためには、自主団体等と提携し不妊去勢手術に対する自主的取り組みの推進を図る。飼い主のいない猫の寿命が平均3～4年程度であることを考えれば、新たに生まれて来る子猫の数が減少することにより、将来その総数は確実に減っていくことが期待される。

(4) 捨て猫の禁止

不妊去勢手術を進めても、捨て猫が増えてしまえば意味がない。不妊去

勢手術の実施と並行して、捨て猫禁止の啓発を強化することが必要である。

(5) 飼い猫の不妊去勢手術及び室内飼いの奨励

飼い主のいない猫が発生する大きな原因として、屋外で妊娠して子猫を生む、あるいは、屋外に出て他の猫を妊娠させる飼い猫の存在がある。これを防ぐために飼い猫の不妊去勢手術及び室内飼いを奨励していくことも望まれる。

3. 行政の役割

行政の役割としては、次のようなことが考えられる。

(1) 区民に対する「基本ルール」の周知・啓発

パンフ、区報掲載などの手段により、飼い主のいない猫に対する区の基本方針の全区民への周知を図る。

(2) 自主団体等の把握・育成・支援

区と連携して、猫の捕獲、不妊去勢手術の実施、ルールに則った餌やり、周辺住民への啓発等を担う区民の自主団体等を把握し、育成する仕組みを作る。

(3) 地域団体、自主団体等との仲介

区は、町会等の地域団体、獣医師会等の専門家集団と、飼い主のいない猫の不妊去勢手術等に取り組む自主団体等との連絡や情報交換の機会を設定する。

(4) 不妊去勢手術への助成

飼い主のいない猫への不妊去勢手術に対する助成を行う。

4. 自主団体等の役割

飼い主のいない猫を減らす活動に取り組もうとする区民は、一定の要件を備えた自主団体等を組織し、以下のような活動を行う。

(1) 猫を捕獲し不妊去勢手術を実施する。捕獲や餌やりについては一定のルールに基づき行い、適正管理に責任を持つ。

(2) 自主団体等は、規約、会員名簿を備え、活動地域等を明確にしたうえで、区に登録を行い、又は区との間で協定を結ぶ。

(3) 飼い主のいない猫の里親あつせん等を行う。

(4) 周囲の理解や、地域との良好な関係を築くよう努力する。

5. 地域団体等の役割

地域団体等に期待されることとしては以下のような点が考えられる。

(1) 町会等の地域団体は、飼い主のいない猫を減らそうとする自主団体等

の活動を理解し、その活動を見守ることを基本とする。

(2) 各地域団体内部において合意が形成できれば、以下のような、自主団体等に対する何らかの支援を考えることが望ましい。

- ① 財政的支援
- ② 活動の手助け
- ③ トラブルの調整

6. 獣医師等動物専門家の役割

動物の専門家としての獣医師には、以下のような点について投げかけを行うことが望まれる。

- (1) 協力病院制度など、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への協力。
- (2) 区、自主団体等の求めに応じての、専門家の見地からのアドバイス等の実施。

V. 災害時におけるペットへの対応について

- 1. 犬や猫を始めとして、区内にはさまざまな動物がペットとして飼われており、飼い主にとっては家族同然の存在であるものも少なくない。災害等大規模な災害が発生し、家屋の破損、倒壊等により避難所への一時避難を余儀なくされた場合には、これまでの阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の例から、ペットを連れて避難所に入ることを希望する飼い主が多数出ることが予想される。

ペットを同行しての避難所受け入れについては、各地域の防災住民組織、避難所運営会議等へ投げかけを行う必要がある。

その場合、ペットのすべてを避難所に受け入れることは現実的ではないので、どのような動物をどのような形で受け入れるかについての議論が求められる。また、各エリアにおいて動物を受け入れる避難所の選定、避難所におけるボランティアの活用、飼い主への啓発、関係団体との協力関係の構築などについての検討も必要である。

2. 基本的課題

(1) ペットの受け皿となる避難場所の確保

- ① 地域住民や、特に避難所を管理する地域防災会などの理解が前提となるため、避難所確保については、避難所運営会議や学校などと協議する必要がある。

② その場合、受け入れの条件としては以下のような点が考えられる。

ア．犬については、登録、狂犬病予防注射接種を済ませていること。

イ．ペットがケージに入る訓練が出来ていること。

ウ．数日分のペットフードの用意があること。

(2) ボランティアの活用

阪神・淡路大震災など過去の大規模震災の例では、被災地の自主団体等はほとんど有効な活動ができなかったのに対し、ボランティアは全国から集まって来ていた。問題はむしろ、せっかく集まったボランティアに有効な指示を出せず、混乱を招いたところにある。

この教訓から、災害時に全国から集まるボランティア組織を有効に活用できる仕組みを作ることが現実的と考えられる。

そのため、日常的に、中野区外のボランティア組織、動物愛護団体等との協力体制を構築する必要がある。

(3) 獣医師等動物専門家との協力体制の構築

① 災害時における動物の治療や保護のためには、獣医師等動物専門家の協力が欠かせない。

② その際に必要となるペットフード・医療用品等をどう確保すべきかも課題である。

③ 各広域避難所に、地域の獣医師等動物専門家やボランティア等を登録することも検討する必要がある。

(4) 犬、猫以外のペットについて

① 犬、猫以外の特定動物等については、ノウハウがないことから、避難所に受け入れることには限界があり、どのような対応をすべきかの検討が求められる。

② 可能な限り実態を把握するとともに、エキゾチックアニマル等を扱っている業者や、専門家と意見・情報交換の機会を持つ必要がある。

③ そのようなペットの飼い主には、災害時に壊れたりゆがんだりしないケージや、専用ペットフードを用意しておく等の啓発を行う。

資料 1

啓発パンフレットの骨子（案）

懇談会での論議を踏まえ、「ペットとの共生」に関する啓発を促進するため、犬及び猫について守るべきマナー、ルールの骨子案を考えました。

啓発パンフレットの作成等の際に参考とされることを望みます。

I. 犬とのよりよき共生のための基本的態度

1. 犬の特性

- (1) 社会（群れ）生活を営む動物であり、家族とのコミュニケーションが必要です。そのためには犬のしつけ、トレーニングが不可欠です。
- (2) 犬種差はあるものの、犬は動物の中でも最も運動性能が高い種です。そのため、適度な運動が不可欠です。
- (3) 犬とよりよく共生していくためには下記のような犬の好きなこと、あるいは得意なことを理解し、本能的な欲求を満たす必要があります。
 - ① 臭いをかぐこと
 - ② 体をなでられること
 - ③ 遊ぶこと

2. 犬を飼う時の要点

- (1) 犬嫌いな人にも好まれる姿勢
- (2) 食欲、排泄、犬の健康チェックは欠かさない
- (3) 散歩と排泄は同じではない
- (4) 猫と違って、犬はアクティブである
- (5) 人も犬も生理的、感情的に同じである

3. 外出の際の注意

- (1) 事前に排泄をすます
- (2) 他人への迷惑、衛生面等に考慮して、排泄する場所を考える
- (3) 敷地外での排泄
 - ① 糞の場合：ゴミ箱に排泄物を捨てず、必ず持ち帰る。地面についた場合は水できれいに流す
 - ② 尿の場合：水できれいに流す
- (4) ノーリードにしない、リードをつけた状態で犬を放さない
- (5) リードの長さの規定
- (6) 犬から目を離さない
- (7) 電柱や塀など犬が排泄をしやすい場所に気を配る

- (8) 基本的に道路や、他人の敷地内で排泄をさせない
 - (9) 犬の安全確保のため車道側を歩かせない
 - (10) ベンチ、遊具等公園内にあるものに犬を乗せない
 - (11) 犬に蛇口から直接水を飲ませない
 - (12) 人の多いところでブラッシングをしない
4. 犬の運動広場（ドッグラン等）での注意事項
- (1) 気軽にノーリードにしない
 - (2) ブラッシングをしない
 - (3) ベンチ等に犬を乗せない
 - (4) 蛇口から犬に直接水を飲ませない
5. 車での注意事項
- (1) 人の座るいすに乗せない
 - (2) 窓から顔を出させない
 - (3) 車の中に長時間入れっぱなしにしない
 - (4) 抜け毛に気をつける
 - (5) よだれの処理に気をつける
6. 犬の入れる店での注意事項
- (1) 基本的に店のルールに従う
 - (2) 人の座るいすやテーブルに犬を乗せない
 - (3) 休ませる場所を考慮する
 - (4) 抜け毛に気をつける
 - (5) よだれの処理に気をつける
 - (6) 人用の食器で食べ物を与えない
7. 動物病院での注意事項
- (1) 人の座るいすに犬を乗せない
 - (2) 休ませる場所を考慮する
 - (3) 抜け毛に気をつける
 - (4) よだれの処理に気をつける

Ⅱ 猫とのよりよき共生のための基本的態度

1. 猫の特性

- (1) 猫は本来単独生活を営む動物です。人からあまりアプローチをしないことが、よりよい関係を築くうえで重要です。
- (2) 犬ほど運動量を必要としませんが、垂直方向の活動ができるようにすべきです。もともとネズミ獲りを生業としてきた生き物ですので、その欲求を満たすような環境（チョロチョロ動くおもちゃなど）を整

えることも必要です。

(3) 猫は交尾排卵動物です。すなわち発情期に交尾すると 100%妊娠します。この点からも室内飼いが望まれます。

(4) 屋外での事故や他の猫とのケンカによる怪我なども室内飼いが推奨される理由ですが、上述のように室内における環境を整えることが必須です。それにより猫の欲求が満たされ、問題となる行動の発現を抑えることができます。

2. 猫を飼う時の要点

(1) 猫嫌いな人にも好まれる姿勢

(2) 食欲、排泄、猫の健康チェックも望まれる

(3) 室内飼いの推奨

(4) 最後まで責任を持って飼う

中野区ペットとの共生を考える懇談会委員名簿

区分		専門領域、所属団体等		氏 名	
学識経験者	①	ペット問題研究者	麻布大学教授	太田 光明	
	②	法律家	弁護士	矢花 公平	
関係団体等	動物関連団体等	③	獣医師会	東京都獣医師会中野支部	鴻 尚義
		④	ペット関連業界	東京愛犬専門学校教頭	植村 豊
	地域活動関係者等	⑤	地域活動団体(NPOなど)	ワンパーククラブ中野	金野 知子
		⑥	地域活動団体(NPOなど)	救助犬協会	湯澤 かをる
		⑦	町会連合会	町会連合会会長	石川 誠一
		⑧	地域活動関係者等	平和の森公園運営協議会	松原 澄
	区 民	⑨	区 民	公募区民	星野 新一
		⑩	区 民	公募区民	佐藤 愛
⑪		区 民	公募区民	靱井 由美子	
行政機関	⑫	中野区保健所長		浦山 京子	

以上 12名

中野区ペットとの共生を考える懇談会幹事名簿

	役 職	氏 名
1	保健福祉部長	金野 晃
2	経営室防災担当課長	志賀 聡
3	区民生活部地域活動担当課長	遠藤 由紀夫
4	区民生活部環境と暮らし担当課長	納谷 光和
5	保健福祉部経営担当参事	岩井 克英
6	保健福祉部生活衛生担当課長	飯塚 太郎
7	都市整備部公園・道路担当課長	安部 秀康
8	教育委員会事務局指導室長	入野 貴美子

中野区ペットとの共生を考える懇談会 検討経過

開催日等	テーマ	主な論議
第1回 平成19年6月7日 委員11名出席	①ペットとの共生について ②犬の運動広場について ③災害時の動物同行避難について ④動物愛護教育について ⑤飼い主のいない猫について (フリートーキング)	・懇談会のスケジュールについて ・公園へ犬を入れることについてのルールの必要性について ・犬の運動場所の確保の必要性について ・飼い主のいない猫を減らしていくことについて ・不妊去勢手術について ・災害時の動物対応の必要性について ・犬の飼い方、マナー教室等普及啓発について ・動物の愛護教育の大切さについて
第2回 平成19年7月23日 委員12名出席	①犬との共生について ②飼い主のいない猫の対応について	・犬の習性及び飼うための注意事項について ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術について ・不妊去勢手術に取り組んでいるグループを支援することの有効性について ・地域の課題としての取り組みの必要性について
第3回 平成19年9月11日 委員11名出席	①アンケート調査報告書について ②犬の運動広場について	・ペットに関するアンケート調査報告について ・猫の不妊去勢手術への獣医師会の協力等について ・犬の運動広場を作ることの可否について ・犬の運動広場でのルールについて ・公園への同行入園等に対し近隣の理解をどのように得るかについて
第4回 平成19年10月26日 委員10名出席	①犬の運動広場について ②災害時の動物保護対策について	・犬の運動広場に関する資料について ・災害時、ペットの避難場所の確保について ・災害時のボランティアの育成・活用について ・獣医師等専門家との協力体制の構築について ・犬の登録率、予防注射接種率の向上について ・その他の動物について
第5回 平成19年12月19日 委員12名出席	①犬との共生について ②飼い主のいない猫の対応について	・犬の運動場所の確保について ・飼い主のいない猫への地域での対応について ・捨て猫の禁止、猫の飼い方について ・災害時のペットの避難場所について

中野区ペットとの共生を考える懇談会設置要綱

2007 年 5 月 24 日

要綱第 111 号

(設置)

第 1 条 中野区(以下「区」という。)におけるペットに係る諸問題について多様な立場から論議し、ペットに関し区として確立すべき基本ルールの作成及び今後区が取り組むべき施策について協議するため、ペットとの共生を考える懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について協議する。

- (1) ペットの飼い方及び飼い主のマナーのあり方
- (2) 飼い主のいない猫への対応
- (3) 災害時のペット同行避難
- (4) 犬の運動の場の確保
- (5) 犬の登録と狂犬病の予防注射の徹底
- (6) その他、区長が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる委員 15 名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2 名以内
- (2) ペット関連団体等を代表する者 4 名以内
- (3) 地域団体等を代表する者 5 名以内
- (4) 公募区民 3 名以内
- (5) 保健所長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2008 年 3 月 31 日までとする。

(座長及び副座長)

第 5 条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 副座長は、保健所長をもって充てる。
- 4 座長は、懇談会の会務を統括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 6 条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認める場合は、会議に諮り、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会議及び会議録は、公開とする。ただし、座長は、必要があると認める場合は、会議に諮って非公開とすることができる。

4 会議の運営方法その他必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

5 会議に幹事を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 保健福祉部長

(2) 経営室防災分野統括管理者

(3) 区民生活部地域活動分野統括管理者のうち地域活動を担当する者

(4) 区民生活部環境と暮らし分野統括管理者

(5) 保健福祉部経営分野統括管理者

(6) 保健福祉部生活衛生分野統括管理者

(7) 都市整備部公園・道路分野統括管理者

(8) 教育委員会事務局指導室長

(事務局)

第 7 条 懇談会の事務局は、保健福祉部に置く。

附 則

1 この要綱は、2007 年 6 月 1 日から施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開催する会議は、保健所長が招集する。

3 この要綱は、2008 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。